

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年5月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和5年5月8日	株式会社ライフサポート(法人番号8290001037484)代表者作田知幸	福岡営業所	輸送施設の使用停止 (60日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第60条第1項	令和4年10月19日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)	6	6
	福岡県福岡市早良区大字小笠木257番地	福岡県福岡市南区高木1丁目16番27号					
令和5年5月9日	九州名鉄運輸株式会社(法人番号2290001047068)代表者亀崎剛	佐賀低温流通支店	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年4月20日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第8条)、(2)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	12	0
	福岡県糟屋郡久山町大字久原字松浦160	佐賀県小城市三日月町樋口字五条1766 - 1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年5月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和5年5月10日	株式会社彰商事 (法人番号6290001083497) 代表者杉本雄二郎	本社営業所	輸送施設の使用停止 (70日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、 法第17条第4項	令和4年8月25日、監査実施。17件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反等(安全規則第7条)、(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(8)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(10)事故の記録事項義務違反(安全規則第9条の2)、(11)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(12)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(13)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(14)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(15)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(16)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(17)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	7	7
	福岡県太宰府市大字北谷1106番地1	福岡県太宰府市大字北谷1106番地1					
令和5年5月11日	株式会社翔栄通商(法人番号1180001068316)代表者 柴田純一	福岡営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年11月10日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	2	2
	愛知県岩倉市北島町18番地	福岡県福岡市東区多の津一丁目18-7					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年5月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和5年5月11日	カマダ運送株式会社 (法人番号6340001018943) 代表者鎌田憲一	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項2号、法第17条第4項、道路運送車両法第48条	令和4年10月27日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	2	2
	鹿児島県鹿児島市宮之浦町4080番地	鹿児島県鹿児島市宮之浦町4080番地					
令和5年5月11日	北九州高速運輸株式会社 (法人番号4290801008944) 代表者中松徳孝	福岡営業所	輸送施設の使用停止 (100日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第18条第1項、道路運送車両法第58条第1項	令和4年10月13日、監査実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画の事前届出違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)無車検運行違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(11)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(12)運行管理者の補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	10	10
	福岡県北九州市門司区稲積1-8-15-104	福岡県糟屋郡粕屋町上大隈765-1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年5月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和5年5月15日	株式会社宝島物流 (法人番号3330001027130) 代表者住野悠貴	本社営業所	輸送施設の使用停止 (50日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第60条第1項	令和4年9月28日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(9)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)	5	5
	熊本県玉名市天水町部田 見2825番地1	熊本県玉名市天水町部田 見2825番地1					
令和5年5月30日	有限会社ワイ・エスエクスプレスコーポレーション(法人番号5340002015305)代表者内村広昭	本社営業所	輸送施設の使用停止 (50日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和4年10月6日、監査実施。11件の違反が認められた。(1)(2)事業計画(自動車車庫・休憩睡眠施設)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(3)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(11)運行管理規程の制定違反(安全規則第21条第2項)	5	5
	鹿児島県霧島市国分川原 102番地1	鹿児島県霧島市隼人町内 1552-3					